

教 県 第 1 0 7 8 号

平成 2 2 年 1 2 月 2 8 日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

職務に専念する義務の特例について（通知）

「職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和 2 7 年人事委員会規則 1 2 - 2）」第 2 条第 1 3 号の規定に基づき、職務に専念する義務の免除の承認を埼玉県人事委員会に求めたところ、平成 2 2 年 1 2 月 2 1 日付けで承認されました。

勤続 2 0 年及び 3 0 年に達した教職員の職務に専念する義務の免除については、平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日付け教県第 1 4 3 4 号「勤続 2 0 年及び 3 0 年に達した教職員の職務に専念する義務の免除について（通知）」により、適切に取り扱っていただいているところですが、勤続 3 0 年に達した教職員の職務に専念する義務の特例について、下記のとおり、取扱いを一部変更しますので、所属教職員がその対象となる場合は、十分御配慮くださるようお願いいたします。

記

1 変更点

平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日付け教県第 1 4 3 4 号「勤続 2 0 年及び 3 0 年に達した教職員の職務に専念する義務の免除について（通知）」の「3 日数」について
（旧）

勤続 2 0 年に達した教職員については連続する 3 日の範囲内とし、勤続 3 0 年に達した教職員については連続する 5 日の範囲内とする。ただし、週休日、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休日を除く。

なお、この職務専念義務の免除に引き続き年次休暇を利用することにより、連続した長期の休養がとれるよう配慮するものとする。

（新）

勤続 2 0 年に達した教職員については連続する 3 日の範囲内とし、勤続 3 0 年に達した教職員については連続する 5 日の範囲内とする。ただし、週休日、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休日を除く。

勤続 3 0 年に達した教職員が、職務の繁忙などの特別な事情により連続する 5 日間の承認を受けることが難しいと認められる場合には、連続する 2 日及び 3 日

の２回に分けて承認を受けることができる。

なお、この職務専念義務の免除に引き続き年次休暇を利用することにより、連続した長期の休養がとれるよう配慮するものとする。

2 適用時期

平成２３年３月末現在において勤続３０年に達した教職員から適用する。

3 経過措置

平成２２年３月末現在において勤続３０年に達した教職員については、平成２２年１２月２８日以降、本通知を適用する。

平成２１年３月末現在において勤続３０年に達した教職員については、平成２２年１２月２８日以降、本通知を適用するとともに、あわせて平成２１年１２月２５日付け教県第１４３４号「勤続２０年及び３０年に達した教職員の職務に専念する義務の免除について（通知）」の経過措置も従前の通り適用する。

(別紙)

経過措置について

1 平成22年3月に勤続30年に達した職員

- (1) 平成22年12月27日までに、承認を受けたことのない職員が、平成22年12月28日以降に承認を受ける場合には、2日と3日に分割し、2回の承認を受けることが可能。
- (2) 平成22年12月27日までに、既に連続する2日間又は3日間の日数で承認を受けた職員については、5日から当該承認に係る日数を減じた日数で再度の承認を受けることが可能。

2 平成21年3月に勤続30年に達した職員

- (1) 平成22年12月27日までに、承認を受けたことのない職員が、平成22年12月28日以降に承認を受ける場合には、2日と3日に分割し、2回の承認を受けることが可能
- (2) 平成22年12月27日までに、既に連続する2日間又は3日間の日数で承認を受けた職員については、5日から当該承認に係る日数を減じた日数で再度の承認を受けることが可能。
- (3) 平成21年12月24日までに、既に連続する4日間の範囲内で承認を受けた職員については、5日から当該承認に係る日数を減じた日数で再度の承認を受けることが可能。
- (4) 平成21年12月25日以降に、1日又は4日間の日数で承認を受けた職員については、再度の承認（4日又は1日の承認）はできない。